

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(新法)の施行に向けて

厚生労働省 障害保健福祉部

0

目 次

1. 新法の目的
2. 対象者の病状
3. 指定医療機関における医療の概要
4. 指定入院医療機関の整備
5. 指定通院医療機関の確保
6. 地域における処遇のための体制づくり

1